

30 食産第 2897 号
平成 30 年 10 月 15 日

一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会会長 殿

農林水産省食料産業局長



香港における日本産食品の輸入規制について（周知依頼）

平素より、日本産農林水産物・食品の輸出促進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、香港では、輸入が停止されていた 5 県産のうち 4 県産（茨城、栃木、群馬及び千葉）の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳について、7 月下旬より、輸出事業者証明書及び放射性物質検査証明書の添付を条件に輸入停止が解除されたところです（別添参照）。

一方、これら輸入停止の解除と前後して、必要な証明書を添付せずに輸出された等の事案が発生しており、香港当局から警告が出されています。

つきましては、上記のような事案の再発防止を図るため、香港向け日本産農林水産物・食品の輸入規制の概要と必要な申請書類の手続について、別添のとおり周知用資料を作成しましたので（※下記 URL にも掲載）、貴会傘下会員に対して、御周知いただきますよう御協力お願い申し上げます。

※香港向け輸出証明書等の概要について

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_shoumei.html

【問合せ先】

農林水産省食料産業局輸出促進課

海外輸入規制対策室

担当：坂本、松木、松浦

電話：03-6744-2061